

支出証拠書

5/18

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	機械・デジタル化社会に関する調査		
年月日	令和4年5月18日	金額	2,420円

目的	書籍「オートメーション・バカ 先端技術がわたしたちに行っていること」の購入
使途	購入費
政務活動・ 県政との 関連性	現在進行形で進んでいる機械・デジタル化社会に対して起こりうる技術的・道徳的問題を調査し、本県におけるデジタル施策に対して反映を目指す。
<領収書貼付枠> 別添 領収書 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,420円	/	2,420円
		100%	

注文番号 503-0600181-7551043 の領収書  
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年8月24日  
注文日: 2022年5月18日  
Amazon.co.jp 注文番号: 503-0600181-7551043  
ご請求額: ¥ 2,420

様

2022年5月18日に発送済み

注文商品	価格
1点 オートメーション・バカ -先端技術がわたしたちに行っていること-, ニコラス・G・カー 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 2,420
コンディション: 新品	

お届け先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川7172-698  
ラトゥール101

配送方法:  
お急ぎ便

### 支払い情報

支払い方法:

請求先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川  
7172-705

商品の小計: ¥ 2,420  
配送料・手数料: ¥ 0  
注文合計: ¥ 2,420  
ご請求額: ¥ 2,420

クレジットカードへの請求: 2022年5月18日: ¥ 2,420

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

支払者: 良知駿一

支出証拠書

6/3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務機器リース代 (2022年6月分)		
年月日	令和4年6月1日～令和4年6月30日	金額	11,664円

目的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 参照 リース代: 23,328円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	23,328円	1/2	11,664円
		%	



■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■

08月24日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書(各種団体会費)

6/21

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	情報処理学会会費(年度更新)		
年月日	令和4年4月1日~令和5年3月31日	金額	10,800円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政にICTを活用していかなければならない。ICTは進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。

《領収書貼付枠》

別添 領収書 参照

2022年度正会員費：10,800円  
(2022/04/01~2023/03/31)

※ 事業年度：4月1日～翌年3月31日

※ 添付書類：定款

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,800円	100%	10,800円

〒431-1304  
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698  
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

領収書を発行いたしましたので、お受け取りください。

お問合せなどは、下記までご連絡ご連絡ください。

◇連絡/照会先  
一般社団法人情報処理学会 事務局  
<https://www.ipsj.or.jp/>  
Tel (03)3518-8374  
Fax (03)3518-8375

一般社団法人情報処理学会  
(201902504)

---

## 領 収 書

---

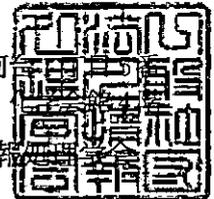
良知駿一様

No.202203765  
2022年06月21日

¥ 10,800

〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河

一般社団法人 情報処理学会



但し 2022年度正会員費

上記正に領収いたしました。

---

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
 募集中!

Webカタログ

> 入会する > 個人会員の入会費用一覧

## 個人会員の入会費用一覧

### 個人会員の入会費用一覧

会員区分	入会金	会費	オプション*2		
			論文誌ジャーナル購読費	総合デジタルライブラリ	研究会登録費
時期/期間	入会時	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1
消費税*3	対象外	対象外	税込価格	税込価格	税込価格
名誉会員	—	無料	5,500円	11,000円	参考：2022年度
<b>正会員</b>	2,000円	<b>10,800円</b>	5,500円	11,000円	
正会員（終身会員）	—	会誌あり：半額 会誌なし：免除	5,500円	11,000円	
学生会員	免除	4,800円	5,500円	11,000円	1つ無料 2つ目から上記のとおり
ジュニア会員*4	免除	無料	—	—	—

\*1.本会の年度は、4月～翌年3月です。会費、オプション費用は年度額でご請求いたします。

\*2.オプションは希望者のみのご登録です。

\*3.消費税は、2019年10月以降のご登録は[10%]の価格となっております。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

MCPC AI活用実践講座  
募集中!

Webカタログ

学会について

学会について

情報処理学会とは

表彰

委員会

定款

外部に対する活動

報告

関連団体

その他

> 学会について > 情報処理学会とは > 定款

## 定款

### 一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日：昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴：昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

一般社団法人認可までの定款変更履歴：平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

一般社団法人としての定款変更履歴：平成22年6月18日認可、平成22年7月1日（一般社団法人への移行登記日）施行（※平成22年5月31日の旧法人最終改訂に同じ）、平成26年6月4日、平成27年6月3日

- 第1章 総 則
- 第2章 目的および事業
- 第3章 会員および社員
- 第4章 社員総会
- 第5章 役 員
- 第6章 理事会
- 第7章 資産および会計
- 第8章 定款の変更、合併および解散等
- 第9章 委員会等
- 第10章 情報公開等
- 第11章 補 足
- 附 則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会（Information Processing Society of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
  - (2) 情報処理関連技術の普及・実践
  - (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
  - (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
  - (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
  - (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力
  - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

### 第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
  - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年生以下）の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員の解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない（当該代表会員は、役員の選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
  - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
  - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPG AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
- (6) 計算書類等の閲覧等の権利
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
- (8) 合併契約等の閲覧等の権利

9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

#### (入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

#### (経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款または規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由のあるとき

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### (会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合（任意退会、除名）のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を1年以上滞納したとき

(2) 全ての会員の同意があったとき

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

- △(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
- 3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
  - (3) 理事および監事の選任または解任
  - (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
  - (5) 各事業年度の事業報告および決算
  - (6) 定款の変更
  - (7) 解散および残余財産の処分
  - (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面（開催通知）に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければな

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索



事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

MCPG AI活用実践講座  
募集中!

Webカタログ

らない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条(定足数)および第19条(決議)の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。

3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。

4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。

5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。

6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 役員（理事および監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- ▼ (役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English



Webカタログ

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員（取締役）の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

### （構成）

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

### （職務と権限）

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(2) 規則の制定ならびに変更または廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

### （種類および開催）

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

### （招集）

第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### （議長）

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MEPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

## 第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

**MCPC AI活用実践講座**  
募集中!

Webカタログ

## 第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部（以下、委員会等という）を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3. 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 役員の名簿

(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 第44条の書類（事業計画および予算）

(6) 第45条第1項の書類（事業報告および決算書類）

(7) 監査報告書

(8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類

(10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿ならびに書類

2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 補足

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

入会する

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

MCPC AI活用実践講座  
募集中!

Webカタログ

▲ (委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。  
○平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員  
代表理事：白鳥則郎（会長）、村上篤道（副会長）  
業務執行理事：大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊  
監事：東野輝夫  
○平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員  
代表理事：水野忠則（副会長）  
業務執行理事：井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫  
監事：住田一男
- 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

▶ 学会について ▶ 情報処理学会とは ▶ 定款

サイトポリシー

セキュリティについて

Facebook

Twitter

プライバシーポリシー

アクセシビリティポリシー

ソーシャルメディア運用ポリ

倫理綱領

情報処理学...  
@... - 8月30日



支出証拠書

6/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機使用料		
年月日	令和4年4月15日～令和4年5月13日	金額	1,100円

目的	資料等のコピー
使途	令和4年5月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 請求書 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	2,200円	1/2	1,100円
		%	

# ご請求書 (お引落のお知らせ)

**Canon**

2022年05月16日

良知駿一事務所 御中

キヤノンマーケティングジャパン



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。  
お引落日：2022年06月23日  
お引落口座：[Redacted]

お客様番号 [Redacted]  
請求書No. : 68908315  
締日 : 2022年05月分  
ご請求額 (税込) : ¥2,200-

\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

<お知らせ> 【トナーに関する重要なお知らせをご確認ください】 <http://canon.jp> ← トナーの取り扱い/複合機一対一向け複合機

契約書No.	設置先名	良知駿一事務所	請求期間	2022/04/15~2022/05/13	伝票No.	KE000113867964	
製品名	IR-ADVC3520F-3	シリアルNo.	今回値	前回値	控除数	ご使用数	
			98	96	0	2	
1	カラーコピー		2,834	2,827	0	7	
2	カラープリント		26,015	25,730	2	283	
3	ブラック						
品名	カウンター保守料金	合算基本料金			数量・月数	単価	金額
					1	2,000	2,000
<各種サービス料金合計>						料金合計 (税抜)	2,000
						(10%対象)	2,000
						消費税等	200
						ご請求額合計	2,200

#...非課税または免税 / \*...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / L...一部ご入金済



■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

08月24日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

6/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和4年6月分)		
年月日	令和4年6月1日～令和4年6月30日	金額	19,402円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p> <p style="text-align: right;">4 年 4 月 整理番号 4-17 参照</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	38,804円	1/2	19,402円
		%	



■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

08月24日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

6/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和4年7月1日～令和4年7月31日	金額	30,225円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (2022年7月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,450円	1/2	30,225円
		%	



■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

08月24日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

7/4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオ出演 (浜松エフエム放送株式会社/イブニングサテライト)		
年月日	令和 4 年 6 月 1 日~令和 4 年 6 月 30 日	金額	22,165 円

目的	県政について広報する
使途	出演料 (6月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<領収書貼付枠> 別添 請求書・振込明細 参照  番組料金 22,000 円 振込手数料 165 円  22,000 円+165 円=22,165 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	22,165 円	/	22,165 円
		100%	

## 振込・振替

引落口座選択	振込先選択	金融機関選択	支店選択	金額入力	内容確認	<b>完了</b>
--------	-------	--------	------	------	------	-----------

振込・振替を正常に受け付けました。

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名 ハマツワタシチ

支店名 杉子

科目 普通預金

口座番号 698431

受取人名 ハマツワエムホウリウ(カ)

金額 **22,000円**

引落合計金額 **22,165円** (税込手数料 165円)

振込依頼人名 子 シン子

- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

おまかせ振込先に登録

続けて振込を行う

トップページへ

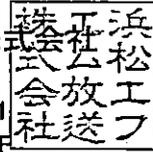
〒431-1304  
浜松市北区細江町中川7172-698  
ラトゥール101

# 請求書

2022年6月30日  
No. 21523

静岡県議会議員 良知 駿一 様

浜松エフエム放送株式会社  
430-0933  
浜松市中区鍛冶町100-1  
ザザシティ浜松中央館4F  
TEL 053-458-8600 FAX 053-458-8611



2022年6月度

期間 2022/06/01 ~ 2022/06/30

前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等	今回請求額
22,000	22,000	0	20,000	2,000	¥22,000

費目	(税率)	請求金額	備考
番組料金	(10.0%)	20,000	【イブニングサテライト】
小計		20,000	
消費税等		2,000	
合計		¥22,000	

上記の通りご請求申し上げます。

なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 698431  
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266



支出証拠書

7/4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務機器リース代 (2022年7月分)		
年月日	令和4年7月1日～令和4年7月31日	金額	11,664円

目的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照 リース代: 23,328円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	23,328円	1/2	11,664円
		%	



■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

08月24日 06時00分時点

前ページ  次ページ

[ダウンロード](#) (CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

7/6

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	西部地域のソフトウェア産業の調査		
年月日	令和4年7月6日	金額	400円

目的	県内のソフトウェア産業のうち西部地域について、浜松ソフト産業協会と意見交換を行う。
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	本県において不足しているとされているIT人材の確保、さらにソフトウェア産業について西部地域の現状をヒアリングする。今回のヒアリングはファーストコンタクト的な意味合いもあり、今後他地域等にヒアリングの場をつなげていく。

《領収書貼付枠》



リパーク浜松海老塚1丁目第3

ご利用ありがとうございました。  
またのご利用をお待ちしております。  
<http://www.repark.jp>

領収書

精算機 #01            A 精算No.000061  
 車室番号(自動車)            3  
 入庫時刻 2022年 7月 6日(水) 09:5-  
 精算時刻 2022年 7月 6日(水) 11:53  
 駐車料金            A料金            400円  
 =====  
 合計                            400円  
 現金入金額                    400円  
 釣銭                            0円  
 現金領収金額                400円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	100%	400円

支出証拠書

7/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	モバイルルーター通信料		
年月日	令和4年5月1日～令和4年5月31日	金額	2,135円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	モバイルルーター通信料(2022年5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》  
別添 利用金額詳細 クレジットカード明細 参照

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,271円	1/2 %	2,135円



my UQ WIMAX ID : [redacted] 前回ログイン日時 : 2022/05/13 18:00:10

ログアウト

トップ



ご契約内容

パスワード変更

UQエンタメ  
マーケット

ご契約書面

### ご利用金額照会 (詳細)

ご利用金額の合計と、内訳が確認できます。

#### 2022年5月ご利用金額 (2022年6月ご請求金額)

ご利用内容	内訳金額 (円)	備考
代表契約 : [redacted]	4,271	
[redacted] ご利用分	4,271	プラン契約期間 3ヶ月目
基本料	4,380	5/1~5/31
基本料 (減額)	-500	
ユニバーサルサービス料	2	
電話リレーサービス料	1	
消費税	388	

戻る

キャンセル

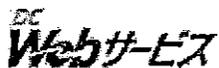
料金案内

請求金額照会

ご利用金額照会

通帳履歴照会





ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2022年6月25日 11:40

[ 2022年7月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。 ]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[REDACTED]	照会月	2022年7月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2022年6月24日
カード番号	[REDACTED]		
お支払日	2022年7月11日		
今回ご請求合計額	175,446円		
(1)今回ご請求額	175,446円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	175,446円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
2022/5/17	V4095	中部電力 22/05利用分	1回払い	6,243	6,243			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			

■■■■■	■■■	■■■■■■■■■ ■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■ ■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■ ■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
2022/5/31	V4095	UQご利用料金	1回払い	4,271	4,271			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
2022/6/5	V4095	LINEモバイル	1回払い	1,224	1,224			
■■■■■	■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■	■■■	■■■			
ショッピング請求確定分小計				175,446	175,446			

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」（マイナス）の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。  
また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日（毎月20日前後）から最終確定日（毎月25日前後）の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。



支出証拠書

7/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	スマートフォン通信料		
年月日	令和4年5月1日～令和4年5月31日	金額	612円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	通信料(2022年5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別添 料金明細書・クレジットカード明細書 参照

口座引落し： 4年7月 整理番号 7-10 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と案分	1,224円	1/2	612円
		%	

# 料金明細

当月の最新

<b>2022年06月お支払い金額</b>	<b>¥1,224</b>
コミュニケーションフリープラン 3GB / データSIM(SMS付き)	¥1,110
ユニバーサルサービス料	¥2
電話リレーサービス料	¥1

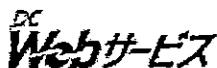
消費税	¥111
-----	------

※電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。



## 注意事項

- ・ご利用月の料金のご利用翌月の5日頃に決済します。
- ・音声通話料・SMS送信料はご利用翌月の下旬に確定し、ご利用翌々月に決済します。
- ・通信事業者間の通話履歴連携のタイミングにより、請求月の前々月より前の通話料金が含まれている場合があります。
- ・特に記載のある場合を除き、記載の金額は全て「税抜き」表示です。



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2022年6月25日 11:40

[ 2022年7月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。 ]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[Redacted]	照会月	2022年7月
カード名称		明細作成日	2022年6月24日
カード番号			
お支払日	2022年7月11日		
今回ご請求合計額	175,446円		
(1)今回ご請求額	175,446円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	175,446円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
2022/5/17	V4095	中部電力 22/05利用分	1回払い	6,243	6,243			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			



支出証拠書

7/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	フィーチャーフォン通信料		
年月日	令和 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日	金額	1,671 円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	フィーチャーフォン通信料 (2022 年 5 月分)
政務活動・ 県政との 関連性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と案分	3,342 円	1/2	1,671 円
		%	

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,200	1,200	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,256	1,220	X i 通話料	合 算
	36	X i・SMS 通信料	5 月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 300	300	X i ケータイパック定額料	通信料 300 円含む。 合 算
	190	X i パケット通信料	合 算
	190	(内訳) X i パケット (ケータイ/SP)	6,344 KB (0.1 GB)
	-190	ケータイパック無料通信適用額	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 283	300	spモード利用料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1 番号あたり 2 円のご請求となります 合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1 番号あたり 1 円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	5 月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計) 303	303	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計 3,342	3,342	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	21年5か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5 月ご利用分に対する獲得ポイントは、	30 です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	3,039 円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5 月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
なお、社団法人電気通信事業者協会から 1 番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

# 2022年7月11日のご利用代金明細表

2022年6月25日 発行

お名前	良知 駿一 様	金融機関	[Redacted]
お支払い日	2022年7月11日 (月)	支店	
お支払い合計額	3,342円	科目	
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2010年12月2日	口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		備考
						現地通貨額	(内手数料)	
良知 駿一 様	ご利用分							
# 22/05/31	ドコモご利用料金 / iD 6月分	3,342	1	1	3,342			
<お支払い金額総合計>					3,342			

株式会社NTTドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。  
 dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)  
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
 ホームページ <https://d-card.jp/>



支出証拠書

7/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代 (2022年5月分)		
年月日	令和4年4月14日～令和4年5月16日	金額	3,121円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 クレジットカード明細コピー・使用量のお知らせ 参照  口座引落レ : 4年7月 整理番号 7-10 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	6,243円	1/2	3,121円
		%	

# 電気ご使用量のお知らせ

2022年5月17日

2022年5月17日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一様

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
██████████	11	04 0255 8580 2405 1000 0000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	50A	
ご使用場所		
静岡県 浜松市 北区 細江町 中川 7172-698		
ラトウール 101		

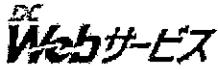
ご請求額	6,243円
(うち消費税等相当額 567円)	
電気のご使用量	180kWh
(日数: 33日間)	
【参考: 前年同月の情報】	
・ご使用量	199kWh
・日数	33日

検針日	ご使用期間	ご使用日数
5月17日	4月14日~5月16日	33日
電気ご使用量		
180kWh		前年同月実績 (ご使用日数33日) 199kWh
計器番号128 第1計器		
当月指示数	8716.4	
前月指示数	8536.7	
差引	179.7	

ご請求額	6,243円
うち消費税等相当額	567円
[ご請求額内訳]	
基本料金	1,430円 00銭
電力量料金 1段料金	2,718円 00銭
2段料金	1,627円 20銭
(うち燃料費調整額)	289円 80銭
おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	621円

翌月(6月分)のご案内	検針日	6月14日
	ご使用期間	5月17日~6月13日
	燃料費調整単価(税込)	1円77銭/kWh

当月燃料費調整単価(税込)	1円61銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込)	3円45銭/kWh



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2022年6月25日 11:40

[ 2022年7月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。 ]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類		照会月	2022年7月
カード名称		明細作成日	2022年6月24日
カード番号			
お支払日	2022年7月11日		
今回ご請求合計額	175,446円		
(1)今回ご請求額	175,446円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	175,446円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
2022/5/17	V4095	中部電力 22/05利用分	1回払い	6,243	6,243			



支出証拠書(各種団体会費)

7/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ヒューマンインタフェース学会入会費・2022年度学会費(年度は毎年1月~12月)		
年月日	令和4年7月15日~令和4年12月31日	金額	6,000円

会の趣旨・目的	<p>本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。</p>
会の活動内容等	<p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                  (2) 社会教育の推進を図る活動                  (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動                  (4) 情報化社会の発展を図る活動                  (5) 科学技術の振興を図る活動                  (6) 経済活動の活性化を図る活動                  (7) 消費者の保護を図る活動                  (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
政務活動・県政との関連性	<p>本県では2022年3月に「ふじのくにDX推進計画」が策定された。この計画においてヒューマンインタフェースの視点は極めて重要である。最新の技術動向・研究結果を調査し、関連する部局と議論していく必要がある。</p>
<p>〈領収書貼付枠〉                  別添 領収書・定款 参照</p> <p>入会金 2,000円                  学会費 8,000円×6ヶ月分(R4.7~R4.12)÷12=4,000円                  ※ 添付書類：<u>団体の会則</u> 事業概要・その他 ( )</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	6,000円	100%	6,000円

2022年 7月 15日

# 領 収 書

良知 駿一

様

特定非営利活動法人

ヒューマンインタフェース学会

〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93

京都リサーチパーク 6号館 3階

TEL:075-315-8475 FAX:075-326-1332

会長：高橋 信

¥ 10,000

但し、 2022 年度学会費(不課税)

上記金額正に領収いたしました。

Human  
Interface  
Society

2022年7月15日

良知 駿一 様

特定非営利活動法人

ヒューマンインタフェース学会

学会事務局

〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93

KRP (Kyoto Research Park) 6号館 3階

TEL:075-315-8475

## 書類送付の御案内

拝啓 日頃よりヒューマンインタフェース学会の活動に格別のご高配を賜り  
誠にありがとうございます。

下記の書類を同封いたしますので、よろしくお取り計らい願います。 敬具

送付書類： 請求書 納品書 見積書 領収書 その他

2022 年度分の学会費領収書をお送りいたします。

# 会費の案内

第1条 本会の入会金は以下のとおりとする。

- (1) 正会員および学生会員 2,000円
- (2) 賛助会員および購読会員 無料

第2条 本会の会費の年額は以下のとおりとし、学会誌購読のための費用はこれに含まれる。

- (1) 正会員 一人8,000円、研究会資料を希望する場合は一人12,000円)
- (2) 学生会員 一人3,000円(研究会資料を希望する場合は一人7,000円)
- (3) 賛助会員 一口30,000円(研究会資料付き)
- (4) 購読会員は、購読する資料により購読会員Aと購読会員Bにわけて年額を定める。  
購読会員A 一団体12,000円(研究会資料付き)  
購読会員B 一団体20,000円(研究会資料およびシンポジウム論文集付き)

第3条 定款第7条第2項に定めるところにより、名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(2014年1月1日改定)

# ヒューマンインタフェース学会定款

2018年6月15日施行

## 第1章 総則

- 第1条 本法人は、特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会と称する。英語表記をHuman Interface Societyとする。
- 第2条 本法人は、事務所を京都市下京区中堂寺栗田町93番地 京都リサーチパーク6号館に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 情報化社会の発展を図る活動
  - (5) 科学技術の振興を図る活動
  - (6) 経済活動の活性化を図る活動
  - (7) 消費者の保護を図る活動
  - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 第5条 本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。
- (1) ヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催
  - (2) ヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書の刊行
  - (3) ヒューマンインタフェースに関する研究及び調査
  - (4) 優れた研究の奨励及び研究業績の表彰
  - (5) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

- 第6条 本法人の会員は次の7種とし、正会員と一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 本法人の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
  - (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
  - (3) 学生会員 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
  - (4) 賛助会員 本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
  - (5) 購読会員 本法人の機関誌を定期的に購読する個人または団体
  - (6) 名誉会員 本法人の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
  - (7) シニアアソシエート 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者
- 第7条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める会員の種別を記載した入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2. 一般会員、賛助会員、購読会員の入会については、特に条件を定めない。
  3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
  4. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。名誉会員となる

場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

5. シニアアソシエートに推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもってシニアアソシエートとなる。シニアアソシエートとなる場合、正会員としての身分を併せて有することができる。

第8条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員になるものは、総会で別に定める入会費を納入しなければならない。

2. 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
3. 名誉会員は、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。
4. シニアアソシエートは、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、新たに正会員としての身分を併せて有する場合は、第1項の入会費を納入しなければならない。また、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 賛助会員もしくは購読会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本法人の会員として会費納入を2年以上怠り、催促してもそれに応じない場合

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

第14条 理事及び監事は、社員の中より総会にて選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることができない。
3. 役員を選任については別に規程を定める。

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行することができる。  
監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
  - (1) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 本法人の役員任期は2年とする。ただし、原則として連続して4年を越えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合にかぎり、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、

監事は総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを解任する。この場合、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 本法人には、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織して会長の諮問に応じ本法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
4. 評議員の任期については第16条の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第21条 本法人の事業に関する事務処理等については以下のように定める。

- (1) 本法人の事務を処理するために、所要の職員を置く場合には予め理事会にはかり、会長が雇用契約を行うものとする。
- (2) 本法人の事務処理に関する業務の一部を外部へ委託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務委託契約を行うものとする。
- (3) 本法人が外部から業務を受託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務受託契約を行うものとする。

## 第5章 会議

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第23条 総会は社員をもって構成する。

第24条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。  
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は監事からの招集を除き会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヵ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席社員の互選で定める。

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、本法人の運営に関する重要事項

第28条 総会は、社員の現在数の10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2. 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
3. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第30条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。

- 3 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、
- 第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 監事は理事会に出席し意見を述べるができる。
- 第32条 評議員会の構成と運営については理事会において別に細則を定める。
- 第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
- 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
3. (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容  
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  
(3) 総会の決議があったものとみなされた日  
(4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

- 第34条 本法人の資産は次のとおりとする。
- (1) 財産目録記載の財産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 資産から生ずる収益  
(4) 事業に伴う収益  
(5) 寄付金品  
(6) その他の収益
- 第35条 本法人の資産は特定非営利事業に関する資産のみとする。
- 第36条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 第37条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に関わる会計のみとする。
- 第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。
- 第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 第42条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を経て、総会の承認議決を得なければならない。
2. 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。
- 第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- 第44条 予算をもって定めるもののほか、本法人が資金の借入その他新たな義務の負担が発生する場合は、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

- 第45条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的  
(2) 名称  
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類  
(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)  
(5) 社員の資格の得喪に関する事項  
(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

- 7 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該、その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本法人の解散は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第47条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経て法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

## 第8章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 補則

第49条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定め、総会に報告する。

附則1 この定款は本法人の設立の日から施行する。

附則2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

附則3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成18年通常総会の日までとする。

附則4 本法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人の成立の日からその年の12月31日までとする。

附則5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 正会員

- (1) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

### 一般会員

- (2) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

### 学生会員

- (3) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 3,000円

### 賛助会員

- (4) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 30,000円/口(1口以上)

### 購読会員

- (5) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 12,000円

但し、任意団体ヒューマンインタフェース学会の会員については入会金を免除する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

支出証拠書

7/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用 (令和4年6月分)		
年月日	令和4年6月1日~令和4年6月30日	金額	114,816円

目的	政務活動を補助する職員雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添参照 雇用実績表 給与支払い明細書  <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 通勤手当 2,244円 × (57h/74.5h) = 1,716円(政務活動費充当分) 給与 59,850円(政務活動費充当分)  <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 通勤手当 1,360円 × (50h/74.75h) = 909円(政務活動費充当分) 給与 52,500円 (政務活動費充当分) 雇用保険料 239円 × (50h/74.75h) = 159円 (政務活動費充当分) 【合計】 1,716円 + 59,850円 + 909円 + 52,500円 - 159円 = 114,816円 (政務活動費充当分)	
↓ 114,816	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	114,816	100%	114,816円



雇用実績表

6 月 分	氏 名	[REDACTED]
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	水	3.5	3	資料作成
2	木	3.5	3	事務作業
3	金	3.5	3	資料作成
4	土			
5	日			
6	月	3.5	2.5	事務作業
7	火	3.5	3	資料作成
8	水	3.5	3	資料作成
9	木	3.5	3	事務作業
10	金	3.5	3	事務作業
11	土			
12	日			
13	月	3.5	2.5	事務作業
14	火	3.5	2.5	資料作成
15	水	3.5	3	事務作業
16	木	3.5	2.5	事務作業
17	金	3.5	3	事務作業
18	土			
19	日			
20	月	2	1	事務作業
21	火	3.5	2.5	事務作業
22	水	2.25	0	
23	木	3.5	3	事務作業
24	金	3.5	2.5	事務作業
25	土			
26	日			
27	月	3.5	2.5	事務作業
28	火	3.75	3	資料作成
29	水	3.5	3	事務作業
30	木	3.5	2.5	事務作業
31				
計		74.5	57	

上記のとおり雇用したことを証明する。

4 年 7 月 / 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [57時間00分] × 単価 [1,050円] = 59,850円

②総支給額[            円] × (B) / (A) =            円



雇用実績表

6月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	水	4.5	2.5	事務処理
2	木			
3	金	4.5	4.5	事務処理
4	土			
5	日			
6	月	2	1	事務処理 書類整理
7	火	3.25	3.25	事務処理
8	水	3.25	3.25	事務処理
9	木	3	2	事務処理
10	金	4.5	2.25	事務処理
11	土			
12	日			
13	月	3.75	2.5	事務処理 書類整理
14	火	4	2	事務処理
15	水	4.5	2	事務処理
16	木	2.25	1	事務処理
17	金	4.5	2.25	事務処理
18	土			
19	日			
20	月	4.5	2.5	事務処理 書類整理
21	火	4.5	4.5	事務処理
22	水	1.75	0	ポスター貼り
23	木			
24	金	2.75	1.5	事務処理
25	土			
26	日			
27	月	3.75	3.75	書類整理
28	火	4.5	2.25	事務処理
29	水	4.5	2.5	事務処理
30	木	4.5	4.5	事務処理
31				
計		(A) 74.75	(B) 50	

上記のとおり雇用したことを証明する。

4年 7月 / 日  
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) {50時間00分} × 単価 [1,050円] = 52,500円

②総支給額 [                  円 ] × (B) / (A) =                  円

支出証拠書

7/18

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	函南町メガソーラー建設の経緯の調査・熱海市土石流災害の被災者支援における問題点の把握		
年月日	令和4年7月18日	金額	11,880円

目的	以前から問題が指摘されていた函南町メガソーラー建設について、地元住民の案内をもとに現地を視察、さらに経緯・問題点について意見交換を行う。 また、県弁護士会所属の弁護士から、昨年7月に発災した熱海市土石流災害の被災者支援における法的な問題点のレクチャーを受ける。
使途	駐車場代・交通費
政務活動・ 県政との 関連性	函南町メガソーラー建設について、地元住民が反対しているにも関わらず県が建設許可を出した経緯・問題点の調査や建設場所の現地確認は、R4年度6月定例会にて採択された請願内容にも関連する調査であり、今後の議会活動において反映させていくことになる。 また、昨年7月に発災した熱海市土石流災害の被災者支援の課題をクリアにすることは、懸念される南海トラフ大地震の被災者支援につながる。
<領収書貼付枠> 別添 利用表・利用明細書 参照  ①東海道新幹線 浜松—三島 往復 4,840円×2=9,680円  ②駐車場代 2,200円  ①+②=11,880円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	11,880円	100%	11,880円

**EXご利用票 (座席のご案内)**  
Seat Information

22年 7月18日  
¥4,840 3001/予2128三島6005  
000181919992

浜松 ▶ 三島  
9:17発 9:57着

ひかり640号13号車 4番E席

※車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。  
※記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません  
ご利用票では改札口は通れません

**EXご利用票 (座席のご案内)**  
Seat Information

22年 7月18日  
¥4,840 3001/予2129三島6004  
000917839961

三島 ▶ 浜松  
16:22発 17:19着

こだま737号 7号車 9番B席

※車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。  
※記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません  
ご利用票では改札口は通れません

**パークファイブ**  
TEL:053-455-0565

**利用明細書**

精算機 #03 A 精算No.000263  
発券機 #04 発券No.060515  
入庫時刻 2022年 7月18日(月) 08:24  
精算時刻 2022年 7月18日(月) 17:40  
駐車時間 9:16  
駐車料金 A料金 2,200円  
=====  
合計 2,200円  
クレジットカード 2,200円  
=====  
会員No. [REDACTED]  
伝票No. 08244  
承認No. 002122  
利用額 2,200円

駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。

取引No. 20220718170600000072  
端末No. 7736900113003

またのご利用をお待ちしております。

令和4年6月29日

議員各位

熱函PT

廣田 直美

良知 駿一

(仮称) 函南太陽光発電施設 現地視察と意見交換会 (ご案内)

下記日程にて、請願書提出者「丹那の生命と自然を守る会」の皆さまのご案内で現地視察とその後、意見交換会を実施します。

貴重な祝日ですが、地域の皆さまが自分たちの車で、自分たちが調べた内容を案内してくれますので、ぜひ、ご参加ください。

記

日時：令和4年7月18日(祝) 10:30~13:00 ぐらい

※現地視察と意見交換会を含めた予定時間です。

集合時間場所：10:30 酪農王国オラツチェ駐車場(現地)

10:00 三島駅北口

以上

氏名 \_\_\_\_\_

参加 / 不参加

【移動手段を選択してください】

① 現地までマイカー

② 三島駅北口から現地まで送迎希望

(人数によってはタクシーにて相乗りの可能性も)

※出欠を7月1日15:00までに受付に提出をお願いします。

TEL: 054-221-3510 FAX: 054-221-3513

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自治体の組織体制に関する調査		
年月日	令和4年7月18日	金額	5,720円

目的	書籍「地方自治体組織論」「自治体組織の多元的分析—機構改革をめぐる公共性と多様性の模索—」の購入
使途	購入代
政務活動・ 県政との 関連性	本県における組織体制の改善を目指す上で、地方自治体の組織がどのように成り立っているか調査する必要がある。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照  ①地方自治体組織論 2,420円 ②自治体組織の多元的分析—機構改革をめぐる公共性と多様性の模索— 3,300円  ①+②=5,720円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,720円	/	5,720円
		100%	

注文番号 250-2026242-6385433 の領収書  
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年8月24日  
注文日: 2022年7月18日  
Amazon.co.jp 注文番号: 250-2026242-6385433  
ご請求額: ¥ 5,720

様

2022年7月18日に発送済み

注文商品	価格
1点 地方自治体組織論, 俊彦, 石原 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 2,420
コンディション: 新品	

お届け先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川7172-698  
フトウール101

配送方法:  
お急ぎ便

2022年7月18日に発送済み

注文商品	価格
1点 自治体組織の多元的分析—機構改革をめぐる公共性と多様性の模索—, 入江 容子 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 3,300
コンディション: 新品	

お届け先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川7172-698  
フトウール101

配送方法:  
お急ぎ便

### 支払い情報

支払い方法:	商品の小計: ¥ 5,720
	配送料・手数料: ¥ 0
請求先住所: 良知駿一 431-1304 静岡県 浜松市北区細江町中川 7172-705	注文合計: ¥ 5,720
	ご請求額: ¥ 5,720

クレジットカードへの請求 : 2022年7月18日: ¥ 2,420  
: 2022年7月18日: ¥ 3,300

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。



# 振替払込金受領証・振替受付票

総合	取扱年月日	04-07-20	取扱時刻	14:41	振込要
	取扱店番号	23357	処理通番	N039	振込代行店番号

請求種別

電信払込み  
 受取先口座番号 [REDACTED] お受取人 おなまえ [REDACTED] 様

送金元口座番号 [REDACTED] 依頼人 おなまえ シス・オガケンキ・カイフシ・ノクニケンミンクラブ 様

送金金額 \*55,000 円 料金 \*880 円 特殊取扱料金 円  
 合計金額 \*55,880 円

通知番号桁数 桁 払出明細番号 号 受入明細番号 1 号

ご依頼人おとこ

静岡市葵区追手町  
9-6

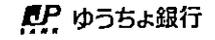
ご注意

- この受領証(受付票)は、お取扱いの証拠となるものですから大切に保管してください。
- 口座番号の先頭の数字が「0」の場合は振替口座、「1」の場合は総合口座です。
- 料金には、消費税が含まれています。

(取扱店)

印紙税申告納  
付につき領町  
税務署承認済

(お客さま注意) 千代田区丸の内2-7-2 〒100-8303(2021.10・SCP)



原本： 廣田直美 議員 支出証拠書 4年7月 整理番号 7-11 参照

支出証拠書

7/21

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	TECH BEAT Shizuoka 2022 の調査		
年月日	令和4年7月21日	金額	3,740円

目的	TECH BEAT Shizuoka 2022 の会場視察・出展企業と保有技術について意見交換を行う。
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	今年度は産業委員会の副委員長であるため、所管する経済産業部の事業である“TECH BEAT Shizuoka 2022”の状況を視察し、事業が適正に行われているか調査した。また、出展企業が保有している技術について意見交換を行い、本県が抱えている様々な課題に適用できるか検討していく。

《領収書貼付枠》

別添 利用証明書 参照

- ① 浜松 SA—新静岡 : 2,030 円
- ② 静岡 SA—浜松 SA : 1,710 円

①+②=3,740 円

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 新静岡</p> <p>22年 7月21日 13時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,030- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A58207-217968-639434 <b>確</b></p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート</p> <p>22年 7月21日 15時 40分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A58207-217968-640531 <b>確</b></p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,740円	100%	3,740円

支 出 証 拠 書  
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	リース自動車 車検(エンジンオイル交換、自賠責保険)		
年 月 日	令和 4年 7月 22日	金 額	6,072 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<領収書貼付枠> 別添 請求書・振込明細 参照  エンジンオイル交換(部品代+作業料金) 4,220 円 消費税 422 円 自賠責保険代 20,010 円×9ヶ月分(R4.7~R5.3)÷24=7,503 円  4,220 円+422 円+7,503 円=12,145 円	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,145 円	1/2 %	6,072 円

431-1304

静岡県浜松市北区細江町中川7172-705

良知 駿一様

(1頁)

## 請求書

発行日04-07-22  
伝票No.10699

〒431-1305

浜松市北区細江町気賀603の2



msj 松下自動車

msj 松下自動車有限会社  
代表取締役 松下 英彦

電話 (053) 523-0816

お振込先 静岡銀行 細江支店 普通預金 0003025  
遠州信用金庫 細江支店 普通預金 0038581

登録番号 [REDACTED]

車名 スズキ

グレード リオ ハイブリッドMX

型式 DAA-MA36S

初年度登録 01-08

車検満了日 06-08-22

走行キロ数 23738km

適合証番号 207

入庫日04-07-22 / 出庫日04-07-22

受付担当 [REDACTED]

整備担当 [REDACTED]

業務担当 [REDACTED]

作業内容・使用部品	数量	部品単価	部品金額	作業料金
msj 新車力初めて車検 (普通車:小型)				
法定24ヶ月定期点検				14,000
・かじ取り装置・制動装置・走行装置				
・緩衝装置・動力伝達装置・電気装置				
・原動機・有害ガス発生防止装置				
・灯火装置・その他の法定点検項目				
・タイヤローテーション、空気圧調整				
・エアクリーナーエレメント清掃				
・バッテリー発電/放電点検				
保安基準適合検査				4,000
下廻り装置及びエンジン外部の清掃				2,500
下廻り装置の防錆塗装作業				2,500
日常点検				
お車の洗車と清掃				
エアクリーナーエレメント清掃				
スパークプラグ清掃				
タイヤ空気圧調整				
タイヤローテーション				
バッテリー液量点検と発電量点検				
エンジンオイル (アイドリングストップ) 交換	3.1	1,200	3,720	500
燃料ライン清掃フューエル1給油	1	1,800	1,800	
燃料ライン潤滑フューエル2給油	1	1,800	1,800	
ブレーキオイル4輪交換	1	1,500	1,500	2,000
ブレーキフット&サイド調整				2,000
エアコンオイル補充PAC補充	1	3,500	3,500	1,000
エアクリーンフィルター交換	1	3,000	3,000	800
補助材料費&産業廃棄物処分料	1	1,000	1,000	
代車の提供				

*自賠責保険	20,010
*重量税	10,000
*印紙代	1,600
代行料	11,500

消費税	1,150
諸費用合計	44,260

小計	16,320	29,300
----	--------	--------

合計 諸費用計	45,620 44,260
------------	------------------

消費税等 入金	4,562 30,010
------------	-----------------

総計	64,432
----	--------

### 振込・振替

引落口座選択    振込先選択    金融機関選択    支店選択    金額入力    内容確認    **完了**

振込・振替を正常に受け付けました。

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名 **ソラバ**

支店名 **新江**

科目 **普通預金**

口座番号 **0003025**

受取人名 **IAIシイマツタジトウシヤ(1**

金額 **64,432円**

振込依頼人名 **ヲシロウ**

- 上記振込先を今後も利用される場合は、「振込先の登録」ボタンを押してください。
- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

**振込先の登録**

**おまかせ振込先に登録**

**続けて振込を行う**

**トップページへ**

支出証拠書

7/23

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	PDF編集用ソフトウェア		
年月日	令和4年8月1日～令和5年3月31日	金額	6,952円

目的	—
使途	1年分ライセンス更新
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり  $20,856 \text{円} \times 8 \text{ヶ月} (2022/8 \sim 2023/3) \div 12 \text{ヶ月} (\text{ライセンス} 1 \text{年分}) = 13,904 \text{円}$ <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                     ↓ 令和4年度分                 </div> <div style="text-align: center;">                     ↓ 2022年7月23日～2023年7月22日                 </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">※ ライセンス1年分のうち、令和4年度分を充当する。</p>	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,904円	1/2 %	6,952円



Adobe Systems Software Ireland Ltd  
 4-6 Riverwalk  
 Citywest Business Park  
 Dublin 24, Ireland  
 登録国外事業者番号: 00002

オリジナル

請求情報

ご請求番号	2224205741
発行日	2022年7月23日
支払い条件	クレジットカード
注文書	ADB121985080JP
ご注文番号	7018321568
お客様	[REDACTED]
通貨	[REDACTED]

領収書送付先

431-1304

良知 駿一様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2022年7月23日 - 2023年7月22日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65232744	Acrobat Pro	1	点	18,960	18,960	10.00%	1,896	20,856

領収書の合計

小計(円) 18,960

消費税 1,896

JCT

合計金額(円) 20,856

備考欄:

上記登録国外事業者が消費税を納める義務を負います  
<http://www.adobe.com/support/service/Consumption Tax>

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

支出証拠書

7/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機使用料		
年月日	令和4年5月13日～令和4年6月15日	金額	2,232円

目的	資料等のコピー
使途	令和4年6月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 請求書 参照	

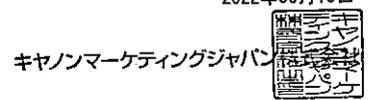
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	4,464円	1/2	2,232円
		%	

# ご請求書 (お引落のお知らせ)

**Canon**

2022年06月16日

良知駿一事務所 御中



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。  
お引落日：2022年07月25日  
お引落口座：[Redacted]

お客様番号：[Redacted]  
請求書No.：69325783  
締日：2022年06月分  
ご請求額 (税込)：¥4,464-

\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

<お知らせ> 【トナーに関する重要なお知らせをご確認ください】 <http://canon.jp> ← トナーの取り扱い/複合機・オフィス向け複合機

契約書No.	[Redacted]	設置先名	良知駿一事務所	請求期間	2022/05/13~2022/06/15	伝票No.	KE000114782616	
製品名	IR-ADV3520F-3	シリアルNo.	[Redacted]	今回値	前回値	控除数	ご使用数	
				99	98	0	1	
1	カラーコピー			2,857	2,834	0	23	
2	カラープリント			27,480	26,015	14	1,451	
3	ブラック							
品名	カウンター保守料金					数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー					1	18.00	18
2	カラープリント					23	18.00	414
3	ブラック					1,451	2.50	3,627
<各種サービス料金合計>							料金合計 (税抜)	4,059
							(10%対象)	4,059
							消費税等	405
							ご請求額合計	4,464

#...非課税または免税 / \*...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / レ...一部ご入金済



■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■

08月24日 06時00分時点

前ページ  次ページ

[ダウンロード](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支 出 証 拠 書

7/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和 4 年 7 月分)		
年 月 日	令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日	金 額	19,402 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円×1/2=19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円-対象外経費(自動車重量税)33,600 円=3,259,536 円 3,259,536 円÷84 回分割=38,804 円</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円



■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
■	■■■■■	■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

08月24日 06時00分時点

[前ページ](#)  [次ページ](#)

[印刷](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支 出 証 拠 書

7/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2022 年 8 月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,450 円	1/2	30,225 円
		%	

入出金明細帳

ページを印刷する

照会口座

[Redacted Account Number]

(全30件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 円

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	円
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
001	2022年07月04日分	23,328円	[Redacted]	[Redacted]	出金	給与支払	[編集]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
001	2022年07月25日分	4,464円	[Redacted]	[Redacted]	出金	SMBC(特)	[編集]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
003	2022年07月27日分	60,450円	[Redacted]	[Redacted]	出金	SMBC(少)	[編集]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
004	2022年07月27日分	39,204円	[Redacted]	[Redacted]	出金	初	[編集]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

○

○

■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■
■	■■■■	■	■■■	■■■■	■■■	■■■	■

08月24日 06時00分時点

前ページ  次ページ

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 4年 7月 28日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>> 利用証明書 参照  ① 浜松 SA—静岡 SA : 1,710円 ② 静岡 SA—浜松 SA : 1,710円  ①+②=3,420円	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート  22年 7月 28日 13時 9分  通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A59207-283102-924338 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート  22年 7月 28日 19時 9分  通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A59207-283102-925731 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
	046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	/	3,420円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 4 年 7 月 29 日	金額	3,420 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ <b>会派内調整打合せ</b> ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	<b>交通費</b> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>> 利用証明書 参照  ① 浜松 SA—静岡 SA : 1,710 円 ② 静岡 SA—浜松 SA : 1,710 円  ①+②=3,420 円	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート  22年 7月29日 9時 7分  通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A59207-293102-926639 <b>確</b> <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート  22年 7月29日 12時22分  通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A59207-293102-927330 <b>確</b> <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
	046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420 円	/	3,420 円
		100 %	

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2022年7月分)		
年月日	令和4年7月1日～令和4年7月31日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 (しんぶん赤旗)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知駿一

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

様

部数 金額

\* 1 930

\*印は税率8%

日本共産党発行の

**しんぶん赤旗**

領収書

930円

2022年7月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会  
〒433-8122  
浜松市中区上島 2-13-17  
TEL 053-474-2145

領収日 / 投着

領収日: 令和4年7月29日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2022年7月分)		
年月日	令和4年7月1日~令和4年7月31日	金額	7,550円

目的	情報収集
用途	新聞購読料 (静岡新聞, 日本経済新聞)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No 良知 駿一 101 振  
01 042 018 様

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		7,550 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,250		
10%対象	0	(内消費税 0)		領収致しました。
8%対象	7,550	(内消費税 559)		
				2022 年 07 月分
				年 月 日

株式会社 ニュ 細江  
浜松市北区細江町中川5431



本店 053-522-0261

係

ご購入ありがとうございます。本証をご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

領収日: 令和4年7月29日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,550円	/	7,550円
		100%	



月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
7/6	意見交換 (ソフトウェア産業)	事務所—中区海老塚地内 (往復)	28.0
7/7	意見交換 (小学生の地域活動)	事務所—伊目小学校 (往復)	10.5
7/10	大雨被害現地確認	事務所—三ヶ日町三ヶ日地内—三ヶ日町岡本地内—三ヶ日町三ヶ日地内—三ヶ日町摩訶耶地内—三ヶ日町只木地内—事務所	45.0
7/11	地元要望活動	事務所—三ヶ日町日比沢地内 (往復)	37.9
7/12	移動知事室同行	事務所—大原町地内 (往復)	12.3
7/13	田代ダム視察	事務所—県庁 (往復)	157.6
7/14	意見交換 (幼児教育)	事務所—西気賀幼稚園 (往復)	12.6
7/18	函南町メガソーラー建設現場視察	事務所—中区砂山町地内 (往復)	27.4
7/20	地元要望活動	事務所—引佐町別所地内 (往復)	28.0
7/21	TECH BEAT Shizuoka 視察	事務所—グランシップ (往復)	167.0
7/22	意見交換 (商店街活性化)	事務所—奥浜名湖商工会 (往復)	9.5
7/23	県政報告 (ラジオ放送にて)	事務所—中区着町地内駐車場 (往復)	28.0
7/25	地元要望活動	事務所—浜松市北土木整備事務所 (往復)	11.8
7/27	意見交換 (農業)	事務所—東区有玉南町地内 (往復)	20.3
7/28	団体要望活動・議員総会	事務所—県庁 (往復)	157.6
7/29	会派定例記者会見	事務所—県庁 (往復)	157.6
7/29	地元要望活動	事務所—細江町気賀地内—奥浜名湖商工会—事務所	13.0
合 計			924.1